

議案第7号

令和5年度事業計画案承認の件

令和5年度事業計画案

1. 私たちの存在意義が問われている

司法書士は、業務に関係する法律の改正・立法を毎年のように経験している。平成11年成年後見制度関連四法、平成14年司法書士法一部改正、平成16年総合法律支援法、平成17年不動産登記法改正、令和元年司法書士法一部改正、など司法書士の業務に大きな影響を与えた改正が相次いだ。今般の民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）も司法書士業務に大きな影響を与える改正となる。相隣関係、共有制度の見直し、新たな財産管理制度として所有者不明土地建物管理制度・管理不全土地建物管理制度、相続土地国庫帰属制度が既に4月に施行された。そしていよいよ、令和6年4月1日相続登記申請義務化部分が施行される。

相続登記申請義務化により私たちが受託する相続登記は“当面は”黙っていても増加するだろう。しかし、私たちにとって、相続登記申請義務化が将来にわたり幸せな結果となるかは私たち自身のこれからの行動にかかっている。なぜなら、戸除籍謄本がデジタル化されAIが相続関係を判別できるようになってしまえば、相続登記の大半が本人申請で行われる未来が待っているからである。イノベーションがそれを可能としたとき、相続登記申請の義務化にまで踏み込んだ国が司法書士業務を守る姿勢を保つかは分からない。

改正法が求めているのは所有者不明土地発生予防でありその手段としての相続登記申請義務化である。九州と同程度の面積の所有者不明土地が現存するとされる以上、これを拡大させないため司法書士界が一丸となって相続登記を受託していく必要がある。座して施行日を待つだけでは足りないのである。また、改正法の目的を忘れ“手段”のみに傾注しては技術革新が達成された際“不要な存在”との評価を受けかねない。相続登記促進と同時に、空き家・所有者不明土地問題に正面から取り組んでいく必要があるだろう。

改正法への取り組みを愚直に行っていきたい。

2. 相続登記促進事業

令和4年度から「相続プロジェクト」と称して実施している相続登記促進事業を、令和5年度も継続し会長直轄事業として行う。

(1) 大規模な相談会の開催

日司連が音頭を取る全国一斉相談会を令和6年2月期に行うほか、利用者により身近できめ細かな対応が可能となる支部単位での相談会を開催する。

(2) 広報活動

相続登記申請義務化を市民へ周知するため、マスメディア等を利用した広報を行う。

(3) 法務局との連携

相続登記促進事業についての情報共有、合同相談会の開催、市町訪問、エンディングノート作成事業などを検討する。

(4) 研修

財産管理業務を中心に、相続開始前後に関連発生するすべての事件を受託する能力を涵養する研修を行う。

(5) 関連団体との連携

司法書士会関連団体と連携し、それぞれの団体が得意とする分野のノウハウを活かした相談会や研修を協力して実施する。行政と連携するための陳情活動を行う。

3. 空き家・所有者不明土地問題への対応

部横断的な取り組みを進めていく必要があるため、令和5年度は企画部から所管を移し会長直轄事業として取り組む。

(1) 行政等との連携事業の促進

令和4年度までに県内14市町と既に空き家協定を締結しているところ、令和5年度においても、引き続き1つでも多くの市町との協定を締結するとともに、自治体職員向けの研修等をするなど、協定締結自治体のフォローを中心に行政と更なる連携を図る。

(2) 空き家等問題事案の対応へのサポート

空き家等の減少のため、相続登記促進、遺言の作成推奨を市民に周知するとともに、所有者不明土地対策の一環として、相続土地国庫帰属制度にも対応した相談会等を開催する。

(3) 新たな財産管理人制度への対応

新たな財産管理人の司法書士選任件数を増やすための方策を講ずるとともに、対応できる会員を増やすため、事例検討会等を開催する。

4. デジタル化への対応

部横断的な取り組みを進めていく必要があるため、令和5年度は企画部から所管を移し会長直轄事業として取り組む。

(1) 電子契約社会への対応

登記のオンライン申請を促進するために、電子署名の利用率の更なる向上を図る。裁判のWEB会議開始に備え利用マナー等の徹底を図る。

(2) 事務局・会務のIT化対応

事務局におけるペーパーレス化の促進とともに、会務全般について横断的にデジタル化対応をする。また、これらに対応した諸規則等の見直しをする。

(3) デジタル化によって司法書士業務に生じる影響の検討

書面がPDFに、押印が電子署名に置き換わるだけでなく、今までの司法書士業務が根本的に覆る可能性も踏まえながら、司法書士の存在意義を確認するとともに、司法書士を軸とした業務の確立を目指す。

5. FATF指令への対応

「Financial Action Task Force (金融活動作業部会)」の相互審査により日本は一層の対策を求められ、その流れの中で犯罪収益移転防止法(以下、「犯収法」という。)が改正された。司法書士に対しては現在の「本人特定事項の確認」に加えて「取引時確認」が求められることになる(犯収法第4条関係)。取引時確認については、取引目的や職業・事業内容の確認など金融機関で行われている確認事項と同様の確認が求められ、執務に多大な負担が生じることが予想される。

また、「疑わしき取引の届出義務」が特定の士業に課されることになった(第8条関係)。ただし、弁護士・司法書士については、民事紛争の解決に関与し依頼者との信頼関係構築が必要であることを重視して法律ではなく会則により規律することになる。

会員のみなさんには、犯収法及び会則等の趣旨に沿った執務を行っていただくようお願いする。

6. 会員減少時代へ向けて参加しやすい会務を

当会の会員数は平成30年度の496人をピークに減少が始まった。

過去10年間、一年間の退会者数に変化が見られない一方で直近5年の入会者数がその前の5年と比して急激に減少したことが原因である。そもそも、司法書士試験受験者数及び合格者数は10年ほど前から減少傾向にあり、しばらくこの傾向は変わらないと考えられる。

これらの要素から導かれるのは、将来にわたって会員数が漸次減少していくということである。人的資源及び予算の両面から従前と同規模の会務が維持できなくなるのは必然と言えよう。その一方で、今般の民法・不動産登記法等の改正のように、司法書士への大きな期待を背景に社会問題への対応を求められることが今後もあるだろう。人的資源及び予算が厳しくなっても、司法書士が将来にわたって職能として生き残るためには、質を保った会務を維持していく必要がある。

そこで誰もが広く参加しやすい会務にしていくため検討を行う。具体的には、一部の会員に会務が集中する現況を改めるための方策、会員数増加または維持のための方策、会務の在り方、会議の回数、時間、事業の見直しなどについて検討する。

《総務部》

1. 本人確認方法の整理（F A T Fへの対応）

犯収法の改正を踏まえ、司法書士として行うべき依頼者等の本人確認等について、改めて整理し、会員が業務を行うにあたり混乱することのないよう周知を図る。

2. 会員の会務への参加促進

令和4年度の女男共同参画促進委員会にて検討されてきた議論を発展させ、会員が委員会活動等の会務に参加しやすくなるような仕組み作りを行う。また、特に新規登録者に対し、委員会に所属いただくよう促し、早い段階から会務に携わっていただき、委員会等の運営を学んでいただくことを目指す。

3. 入会予定者や新入会員に対するサポートの強化

これまでも行っていた新入会員に対する会費の減額制度に加え、入会しようとする方たちへの助成金支給など、資格試験合格者が登録しやすくなるような方策を検討する。

4. 役員の予選、事前投票方法の検証

今回初めて行った役員の予選について内容及び方法について検証し、よりスムーズな予選、役員の引継ぎが可能となるよう、必要に応じ関連規定の改正に着手する。

5. 司法書士会館の管理及び設備の更新

修繕計画に則って司法書士会館の修繕を行っていくが、会館竣工後20年が経過し、突発的に発生する修繕箇所が増えてきている。日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

また、中長期的な修繕のための資金の確保について、修繕計画を随時見直ししながら検証していく。

6. 災害への備え

災害が発生した際の会員の安否確認や被災者への法的支援等がスムーズに行えるよう、平常時から準備し、他士業や行政との情報交換や連携に努め、併せて災害備蓄品の管理も行っていく。

7. COMPASSの利用促進とWEB会議システムの活用

事務の省力化・コスト削減・情報提供の即時性を目指して、COMPASSやWEB会議システムの利用促進を図る。

- (1) COMPASSの随時改良
- (2) COMPASSの利用促進
- (3) WEB会議システムを活用し、研修や委員会等の利便性を確保する。

8. 会則・諸規則の整備

当会が定める会則・規則・規程類について、法改正等にあわせ、随時、見直しを行う。また、改正されたものについては、迅速に会員に案内するよう努める。

9. 書庫整理

長期的な資料の保管方法の検討を行うと共に、書庫保管資料の整理とデジタル化に取り組む。

10. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

11. 業務賠償責任保険の維持・管理

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

12. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

《経理部》

1. 令和5年度の一般会計収支予算案の狙い

(1) 相続登記促進事業（相続プロジェクト）の遂行

相続登記申請の義務化（令和6年4月1日施行）を含む法改正を受け、当会は、昨年度に引き続き、相続プロジェクト（会長直轄委員会）を中心として相続登記促進事業を遂行し、同時に空き家・所有者不明土地問題に正面から取り組む。

令和5年度の相続プロジェクトにおいては、より一層広報事業に注力するとともに、より効果的且つ効率的な事業執行を目指して、昨年度まで他事業部が所管していた相続関連広報事業及び空き家・所有者不明土地問題対策事業を相続プロジェクトへ移管し、予算を集中させる。

上記の事業執行を財政面から支えるため、また、事業の移管を受けて、相続登記促進事業予算として総務部事業費に1953万円を計上する。

なお、この予算付けが一因となって、令和5年度一般会計収支予算案の事業活動支出は令和4年度予算より増額するが、相続登記申請義務化を来春に控えた今は司法書士にとって極めて重要な時期であること、ここ数年の財政運営により一般会計繰越収支差額には支出を可能とする余地が生じていること、令和2年に創設された財務安定化基金特別会計が順調に積み立てを続けていること等を勘案して本予算案を作成した。

(2) 外部団体との交流を強化

賀詞交歓会については、開催に備えて、会員福利厚生費として150万円を計上する。

(3) 長期相続登記等未了土地解消作業への対応強化

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱」という。）に担当いただいている長期相続登記等未了土地解消作業の円滑処理に資することができるように、引き続き100万円を予算計上する。

(4) 各事業部の柔軟且つ円滑な事業執行を目指して

令和2年度以降、「旅費」を「管理費支出」から「事業費支出」とし、財政面から柔軟な事業執行をサポートする体制としている。

また、円滑な事業執行に寄与できるよう、令和4年度以降、これまで手当できていなかった内業会務（事務系の会務）にも手当支給している。

2. 一般会計及び特別会計（退職基金特別会計、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の適正な収入の確認と管理

(1) 一般会計の収入に関する補足説明

令和5年4月1日現在における当会所属会員数（法人会員を除く）は481名であり、この数字を基に収支予算案を作成している。

雑収入のうちリーガルサポートの業務委託費は132万3000円の増額を見込んでいる。リーガルサポートの財政見直しによるものである。

(2) 一般会計の支出に関する補足説明

① 事業費支出について

司法書士賠償責任保険費については、保険料の値上がりを受けて増額する。

各事業部の事業費については、表1のとおり、事業部間において事業の一部の所管を移すなどするため、これに伴い予算も移す。

総務部事業費については、対外事業推進事業を広報部へ、裁判事業推進事業を相談事業部へ移すため、相当額を減額する一方で、相続プロジェクトが相続関連広報事業及び空き家・所有者不明土地問題対策事業を所管し、会長が直轄事業としてデジタル型業務研究事業を所管するため、全体として410万円増額する。

企画部事業費については、空き家・所有者不明土地問題対策事業を相続プロジェクトへ、デジタル型業務研究事業を会長直轄事業へ移し、シン・制度業務研究事業を廃止するため、相当額を減額する一方で、不動産登記研究事業の予算を増額するため、全体としては70万円減額する。

広報部事業費については、令和4年度予算は当会のホームページリニューアル予算を計上していたため、また、相続関連広報事業を相続プロジェクトへ移すため、相当額を減額する一方で、対外事業推進事業を所管するため、全体としては373万2000円減額する。

研修事業費については、令和4年度実績を踏まえて、令和5年度事業計画執行に支障が生じることのないように予算付けしている。

相談事業費については、裁判業務推進事業を所管するため、全体としては57万2000円増額する。

旅費については、前年度実績を踏まえつつ、人の移動を伴う活動が活発化する可能性を見据えて予算付けしている。

表 1

| 事業 | 令和4年度所管 | 令和5年度所管 |
|-------------------|---------|------------------|
| 相続関連広報事業 | 広報部 | 会長直轄 相続プロジェクト |
| 空き家・所有者不明土地問題対策事業 | 企画部 | 会長直轄 相続プロジェクト |
| デジタル型業務研究事業 | 企画部 | 会長直轄 |
| シン・制度業務研究事業 | 企画部 | 廃止 |
| 対外事業推進事業 | 総務部 | 広報部 |
| 裁判事業推進事業 | 会長直轄 | 相談事業部 |

②管理費支出について

人件費及び職員福利厚生費については、事務局職員の昇給を見込んで相当額を増額する。

総会費については、懇親会開催に備えて90万円増額する。

図書・印刷費及び通信費については、前年度実績を踏まえて減額

する。

慶弔費及び渉外費については、アフターコロナを見据えて相当額を増額する。

雑費については、会員徽章の仕入れ価格が上がったため、また、非司法書士調査日当を増額するため、相当額を増額する。

(3) 退職基金特別会計に関する補足説明

事務局職員の昇給を見込み退職金増加額を算出して積み立てるため、その分を増額する。

(4) 財務安定化基金特別会計に関する補足説明

財務安定化基金特別会計創設時に想定していた金額である300万円を繰り入れる。当面は、同額の繰り入れを続けることが妥当であると考えている。

3. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握並びに把握するための体制整備

中間監査・本監査をするとともに、月次会計について監督し、各事業の執行状況を把握する。

コロナ禍がもたらした事業執行の変化を把握検証し、今後の当会の予算のあり方について、各事業部と連携して協議検討する。

4. 旅費支給金額等の調査検討

交通費の支給金額について調査検討する。

5. マイナンバーの適切な管理及び規則等の見直しの検討

事務局内にマイナンバー管理担当者、管理場所を定め、引き続き適切に管理するとともに、オンラインの活用を踏まえ、規則等の見直しの要否につき、引き続き検討をする。

6. インボイス制度の注視

当会は、従来と変わらず消費税免税事業者でいること選択したが、インボイス制度が現実スタートした後においても同制度がもたらす情勢状況の変化を継続的に注視し、必要に応じて対応する。

7. 改正電子帳簿保存法の対応検討

令和6年1月に施行が予定されている改正電子帳簿保存法の内容を把握し対応しつつ、経理事務のデジタル化、業務効率化を図る。

《企画部》

1. 不動産登記業務に関する事業

(1) 民法・不動産登記法改正に関する対応

令和6年4月施行の相続登記の義務化施行に向けて、関連する登記手続、裁判手続のみならず、実体法上、相続において問題となりうるケースの研究をする。

とくに令和5年度は、新たな財産管理人制度及び相続土地国庫帰属制度の周知活動をする。

(2) 長期未了土地解消作業後の登記状況等に関する検証

平成30年度に実施された長期未了土地解消作業後の登記状況を調査し、正しい登記名義の実現のための方策について研究する。

2. 商業法人登記業務に関する事業

(1) 定款等に関連する公正証書、事業者署名型電子署名等のデジタル化への対応

商業登記関連において、急速にデジタル化の波が押し寄せてきている。全ての会員が対応できるよう周知、研修等を行う。

さらに、新たな組織形態であるDAO (Decentralized Autonomous Organization) の研究も進める。

(2) 困難事案・希少事案の情報共有の体制整備

すべての会員が商業法人登記を受任しやすい環境をつくるため、困難事案・希少事案の情報共有をする場を設ける取り組みを引き続き実施する。

3. 人権擁護に関する事業

(1) 養護施設等との連携

養護施設職員や入所者に対する関与の方法、ギャンブル依存症対応などについて、具体的な研究をする。

(2) セクシャルマイノリティに関する対応

LGBTQといったセクシャルマイノリティについて、人権に関する問題であると捉え、関与の在り方について研究する。

(3) 他団体・他士業との連携

リーガルサポートや一般社団法人社会福祉会等と連携して懇話会を開催する。

4. 犯罪被害者支援に関する事業

警察署との連携を深めるとともに、告訴状の提出について、業務として取り組む方法を研究する。

《広報部》

1. 広報事業

(1) ホームページ等の充実・管理運営

当会のホームページについて、空き家、所有者不明土地問題への対応、相続登記促進に関する市民向け周知情報を充実させるとともに、事業報告等の定期的な管理や緊急時の更新を迅速に対応する。

当会によるSNS等を用いた情報発信をするとともに、SNS等を用いる会員の広報についても支援をする。

(2) 広報誌・本会通信等の発刊

従来どおり定期発行を行う。

(3) 広告等の掲載

静岡新聞等への広告を費用対効果の検証をしつつ、継続する。

2. 法教育事業

(1) 高校生向け法教育講座の開催

成年年齢引き下げの影響を注視しつつ、教材の見直しの検討をする
とともに、県内高校に募集し、引き続き法教育講座を行う。

(2) 老人クラブ等向け法律講座の開催

地域社会との連携を踏まえつつ、老人クラブ、自治体等にも募集し、
法教育講座を行う。

3. 他団体との情報交換及び交流

従来、総務部所管であったが、制度広報の観点から、取り組みを強化

するため広報部に移管する。

- (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流
- (2) 外部団体と連携した各種合同相談会の運営等

《研修部》

1. 会員研修

(1) 単位制研修

相続登記促進事業の一環として、民法、不動産登記法関係の研修会を重点的に実施する。商業法人登記、裁判業務、倫理、関係団体との共催による研修会も企画する。

開催日について、前年度参加が多かった平日夜間の研修会開催を令和5年度も企画する。加えて、課題通信研修の拡充や開催曜日時間の検討も進めていきたい。

研修受講の確認方法について見直しを行う。

WEB配信の業者委託については継続する。

(2) 年次制研修

年2回実施する。

(3) 支部との連携

研修会情報の共有を図る。

また、一定の単位数以上の研修会を開催した支部に対し助成金を交付し、会員にとって参加しやすい支部研修の企画促進を図る。

(4) 研修単位未取得会員への対応

会員は、1年度に12単位以上（うち、8単位以上は甲類、そのうち2単位以上は倫理研修）の研修単位の取得が義務付けられている。

12月末を目途に取得単位数を集計し、所定の単位数に達していない会員に対して研修を受講するよう促す。前年度所定の単位を取得しなかった会員には、理由の説明を求めていく。

2. 新人研修

(1) 集合研修

中央新人研修、関東ブロック新人研修で扱わない分野を補い、司法書士実務に直結する内容の講義を実施する。集合形式での開催を継続

する。

(2) 配属研修

日司連の委託事業である配属研修は、司法書士の職責及び社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論及び実務を身に付けることを目的として実施するものである。配属研修が充実したものとなるよう、受講対象者に対しては「新人研修説明会」、指導員に対しては「配属研修指導員ガイダンス」を実施し、配属研修の意義の確認や注意事項の説明等を行う。

《相談事業部》

1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。また、令和5年4月27日に相続土地国庫帰属法が、令和6年4月1日に相続登記義務化制度が施行されることに伴い、それら相続関連相談に力を入れ会員の受任件数の増加を図る。さらに、膨大な相談件数に対応する会員の負担を軽減するため、相談員を増加することを検討する。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センターシフト表の作成
- (3) 相談票集計システムの導入に関する検討
- (4) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (5) 相談員体験制度の運営
- (6) 外部からの相談員派遣要請の対応
- (7) 司法書士活用の喚起に向けた取組み
- (8) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (9) 相続登記義務化制度及び相続土地国庫帰属制度に対応する相談事業の展開
- (10) その他各種相談会の実施

2. 静岡県司法書士会調停センターふらっとによる裁判外紛争解決事業

これまでと同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていく。また、制度の周知徹

底を図り、利用件数の増加に繋がる広報活動を行っていく。その他、弁護士との関与を受ける140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 広報活動

3. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 司法書士総合相談センターしずおかに寄せられた消費者問題関連相談の分析及び相談員向けのQ & A作成
- (2) 消費者問題ネットワークしずおか、特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオンとの連携事業
- (3) 消費者問題に関する勉強会の開催、CCRの運営

4. 裁判業務推進事業

これまでと同様、静岡県司法書士会少額裁判費用援助制度によって会員が簡裁訴訟代理業務を受託できる環境を維持していく。

また、民事訴訟のIT化導入に向けて、本人訴訟で当事者が裁判を受ける権利を支援していくための体制等について検討していく。